

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一条～第九条（略）</p> <p><u>（一契約当たりの通信量等報告）</u></p> <p>第十条 基地局を設置して三・九世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者は、様式第三十により、当該役務に係る一契約当たりの一月に利用される通信量について、<u>毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する電気通信事業者は、<u>様式第三十の二により、当該役務の料金に関する契約状況等について、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（S I Mロック解除状況等報告）</u></p> <p>第十一条 電気通信回線設備を設置して携帯電話の電気通信役務を提供する電気通信事業者及び基地局を設置して携帯電話・P H Sアクセスサービス又は三・九世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者は、<u>様式第三十一により、毎四半期内に発売した当該役務に係る移動端末設備の種別数及び当該種別数のうち特定のS I Mカード（携帯電話等の電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体）が差し込まれた場合にのみ動作するように設定された移動端末設備上の制限（以下「S I Mロック」という。）を解除することが可能なものの数並びに毎四半期内にS I Mロックを解除した件数について、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（代理店手数料支出状況報告）</u></p> <p>第十二条 基地局を設置して携帯電話又はP H Sを提供する電気通信事業者は、</p>	<p>第一条～第九条（略）</p>

代理店手数料（電気通信事業者が当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対して支払う金銭をいう。）の支出状況について、様式第三十二により、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（集計結果の公表）

第十三条 総務大臣は、第二条及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

（書面等の提出）

第十四条 第二条から第八条までの規定により総務大臣に提出する書面等は、電気通信事業者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して提出することができる。

（集計結果の公表）

第十条 総務大臣は、第二条及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

（書面等の提出）

第十一条 第二条から第八条までの規定により総務大臣に提出する書面等は、電気通信事業者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して提出することができる。

様式1及び様式第2 (略)

様式第3 (第2条第1項関係)

第1表

電気通信役務契約等状況報告  
都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

都 道 府 県	契 約 数
合 計	
参 考 事 項	

注1～4 (略)

5 この契約を一のSIMカード(携帯電話等の電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体)により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数のうち一方の合計数を記載すること。

6～10 (略)

第2表 (略)

様式1及び様式第2 (略)

様式第3 (第2条第1項関係)

第1表

電気通信役務契約等状況報告  
都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

都 道 府 県	契 約 数
合 計	
参 考 事 項	

注1～4 (略)

5 この契約を一のSIMカード(携帯電話 端末等 から)の電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体)により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数のうち一方の合計数を記載すること。

6～10 (略)

第2表 (略)

様式第4～6 (略)

様式第7 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

プラン別契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 インターネット接続サービス

事業者名

プラン	固定通信向け	移動通信向け
従量制	( )	( )
定額制	( )	( )
企業向け	( )	( )
その他	( )	( )
合計	( )	( )
参考事項		

注1～7 (略)

8 従量制及び定額制のうち、F T T Hアクセスサービスからの接続に対応したインターネット接続サービスの契約数等を、「参考事項」の項にF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者別に記載すること。

9 注5及び注8に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4～6 (略)

様式第7 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

プラン別契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 インターネット接続サービス

事業者名

プラン	固定通信向け	移動通信向け
従量制	( )	( )
定額制	( )	( )
企業向け	( )	( )
その他	( )	( )
合計	( )	( )
参考事項		

注1～7 (略)

8 注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式 8～15 (略)

様式第 15 の 2 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告

契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

事業者名

種 別	事 業 者 名	契 約 数
携帯電話に係るもの		
P H S に 係 る も の		
BWAアクセスサービスに係るもの		
参 考 事 項		

注 1 (略)

2 「契約数」の欄には、左欄に掲げる種別ごとの 事業者名別契約数 を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

3 (略)

4 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜増減すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式 8～15 (略)

様式第 15 の 2 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告

契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

事業者名

種 別	事 業 者 名	契 約 数
携帯電話に係るもの		
P H S に 係 る も の		
BWAアクセスサービスに係るもの		
参 考 事 項		

注 1 (略)

2 「契約数」の欄には、左欄に掲げる種別ごとの 合計数 を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

3 (略)

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式 16～27 (略)

様式第 28 (第 8 条関係)

第 1 表・第 2 表 (略)

第 3 表

電気通信番号の使用状況報告 (電気通信事業者間移転番号)

年 4 月 1 日から

年 3 月 31 日まで

事業者名

<u>番号ポータビリティに係るポートイン数</u>	<u>番号ポータビリティに係るポートアウト数</u>

注 1 電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 3 号に規定する電気通信番号について記載すること。

2 「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又は PHS の役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者から自らへ変更した数を記載すること。

3 「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又は PHS の役務の提供を受ける電気通信事業者を自らから他の電気通信事業者へ変更した数を記載すること。

4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者に係る数を自らの数として含めること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式 16～27 (略)

様式第 28 (第 8 条関係)

第 1 表・第 2 表 (略)

様式第 29 (略)

様式第 30 (第 10 条第 1 項関係)

一契約当たりの通信量等報告

年 月分

サービスの種類 三・九世代携帯電話アクセスサービス

事業者名

<u>一契約当たりの一月に利用された通信量</u> <u>(GB)</u>	<u>件数</u>
<u>0～1 未満</u>	
<u>1～2 未満</u>	
<u>2～3 未満</u>	
<u>3～4 未満</u>	
<u>4～5 未満</u>	
<u>5～8 未満</u>	
<u>8～10 未満</u>	
<u>10～20 未満</u>	
<u>20～30 未満</u>	
<u>30 以上</u>	
<u>不明</u>	
<u>合計</u>	
<u>参 考 事 項</u>	

注 1 「件数」欄には、三・九世代携帯電話アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除く）の契約数について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。

2 「不明」の項に対応する件数は、卸電気通信役務を提供している場合又は自ら提供する携帯電話に係る仮想移動電気通信役務を提供している場合において、当該契約に関する一契約当たりの一月に利用される通信量が把握できないものについて記載すること。

様式第 29 (略)

- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第30の2（第10条第2項関係）

料金に関する契約状況等報告	
年 月 日現在	
サービスの種類 <u>三・九世代携帯電話アクセスサービス</u>	
事業者名 _____	
プラン	契約数
従量制	
定額制	
○GB上限	
○GB上限	
○GB上限	
○GB上限	
○GB上限	
○GB上限	
○GB上限	
○GB上限	
上限なし	
参考事項	

- 注1 「プラン」の欄には、三・九世代携帯電話アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除く）に係る料金プランについて、従量制及び定額制の別並びに一契約当たりの一月に利用される通信量の上限に応じて設定された料金区分を記載すること。
- 2 「契約数」の欄には、三・九世代携帯電話アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除く）の契約数について、プランの区分ごとに記載すること。
- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



様式第 31 (第 11 条関係)

SIMロック解除状況報告

年 月 日から

年 月 日まで

事業者名

発売した移動端末設備の種別数	SIMロックが設定 されていないもの	
	SIMロック解除に 対応しているもの	
	SIMロック解除件数	
参考事項		

注 1 「発売した移動端末設備の種別数」の項については、電気通信事業者が毎四半期内に発売した携帯電話、携帯電話・PHSアクセスサービス（PHSに係るものを除く）及び三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る移動端末設備の種類の数に記載すること。

2 「SIMロックが設定されていないもの」の項については、「発売した移動端末設備の種別数」のうち、発売時からSIMロックが設定されていないものの数を記載すること。

3 「SIMロック解除に対応しているもの」の項については、「発売した移動端末設備の種別数」のうち、電気通信事業者が利用者の求めに応じSIMロック解除を行うこととしているものの数を記載すること。

4 「SIMロック解除件数」の項については、報告対象期間中に電気通信事業者が利用者の求めに応じSIMロックを解除した移動端末設備の数を記載すること。

5 SIMロック解除に対応していない移動端末設備の種別がある場合には、「参考事項」の項に当該種別ごとに、その理由を記載すること。

6 注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 32 (第 12 条関係)

代理店手数料支出状況報告		
		年度第 四半期
事業者名 _____		
支出月	代理店手数料支出額	
		代理店への販売奨励金支出額
参考事項		

- 注 1 「代理店手数料支出額」及び「代理店への販売奨励金支出額」の欄に記載する金額は、代理店手数料支出額について、百万円を単位として、実際に支出した月別に記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入するものとする。
- 2 「代理店への販売奨励金支出額」の欄に記載する金額は、「代理店手数料支出額」のうち、代理店等による電気通信役務に係る契約の締結の代理又は端末設備の販売等に応じて支払の発生する原因が生じる費用について、記載すること。
- 3 1月から3月までの四半期に係る報告にあつては、当該四半期を含む報告年度に係る全ての支出月の「代理店手数料支出額」及び「代理店への販売奨励金支出額」の合計額について、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 4 注3に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十七年四月一日以降である報告から適用する。ただし、この省令による改正後の第十条及び第十一条の規定については、報告期限が平成二十七年七月一日以降である報告から適用する。